

国会議員の皆さまへ。「例外なき屋内禁煙」の健康
増進法改正にお力をよろしくお願いたします。
2017/4/13 子どもに無煙環境を推進協議会

東京新聞 TOKYO Web

【社説】

受動喫煙防止 人の命は脅かせない

2017年4月13日

たばこを吸わないのに他人のたばこの煙で健康を害する受動喫煙の対策は急務である。厚生労働省が対策強化の法案を公表したが自民党の抵抗に遭っている。国民の健康をどう考えているのか。

「たばこを吸う人は野蠻人だ」－。自分や周囲の人の健康を害して顧みないことに憤っていたのは、童謡「ちいさい秋みつけた」などを作曲し嫌煙運動でも知られた故・中田喜直さんだ。

きっかけは同じく著名な作曲家だった父親が、晩年結核に倒れてもたばこをやめず、母親がその姿に苦しめられたからだという。三十年以上も前に聞いた思い出話だが、喫煙をめぐる意識は当時と根本的に変わっていないのではないのか。

厚生省によると、受動喫煙がなければ亡くならずにすんだ人は、乳幼児を含め少なくとも年間一万五千人と推計される。交通事故による死者が同四千人を切るまで減少しているのと比較すれば、その重大性は明らかである。

たばこを吸わない人は増加し、今では国民の八割を超えた。だが、受動喫煙の被害は依然として深刻なままだ。飲食店で四割、職場では三割を超える非喫煙者が受動喫煙に遭っているという。

ぜんそく患者やがん患者、妊婦や子供ら受動喫煙から守られるべき弱者を「煙」から遮断するには対策の厳格化が欠かせない。二〇〇三年に受動喫煙防止を健康増進法の「努力義務」としたが、それでは限界があるということだ。世界保健機関（WHO）は日本を「世界最低レベル」に分類した。

今回、厚生省は小規模なバーやスナックなどを除いて飲食店を禁煙（喫煙専用室の設置は認める）とし、官公庁や学校はより厳しい禁煙措置との案を公表した。それでも国際的には緩い方である。

自民党内には「飲食店が廃業に追い込まれかねない」「喫煙の自由が侵される」などと反対論があるがおかしい。自主的に全面禁止とした店のほとんどで売り上げが増加または不変という調査結果が愛知県や大阪府で出ている。WHOのまとめでも世界のレストラン、バーで同様の結果だという。

喫煙の自由は公共の福祉に反しないかぎり尊重されるべき権利である。是か非かという単一議論ではなく、他の人の命を脅かす危険を自覚してほしいということだ。

訪日外国人の誘致に力を入れ、五輪開催を控える中で、現状の対策では資格なしと言われかねないのが世界の潮流である。

SEKAI 世界の潮流

NO SHIO

世界標準は例外なき全面禁煙化
健康増進法改正論議
サウジアラビアの脱石油戦略
サルマーン国王訪日の背景
安倍「強」で進む司法の政治化

大和浩
保坂修司
南彰



サウジ国王が46年ぶりの来日。（3月14日、写真：Rodrigo Reyes Marin/アフロ）

現在の通常国会で、飲食店等の禁煙化などを含む、受動喫煙を防止するための健康増進法の改正案が話し合われる。禁煙化のメリットとはどのようなものか。

世界標準は例外なき全面禁煙化

健康増進法改正論議

大和浩

国立がん研究センターから「受動喫煙でタバコを吸わない日本人の肺がんリスクが一・三倍」「受動喫煙によるわが国の超過死亡は毎年一・五万人」と発表され、今年一月、塩崎厚生労働大臣が「国民の健康のために健康増進法を改定、飲食店も原則禁煙」と発言して以降、自民党でも「一律禁煙はやり過ぎ」「小規模飲食店は死活問題」という反対意見が寄せられている。だが、二〇〇二年の健康増進法制定時からの課題であった、飲食店を含む屋内禁煙化は、

国際的趨勢である。

■喫煙対策に関する国際条約

二〇〇五年に発効し、日本を含む一九〇の国が批准している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、喫煙者本人はもちろん、非喫煙者が受動喫煙に曝露されることによる疾病と障害は科学的証拠により明白に証明されている、として下記の包括的な対策をとることを

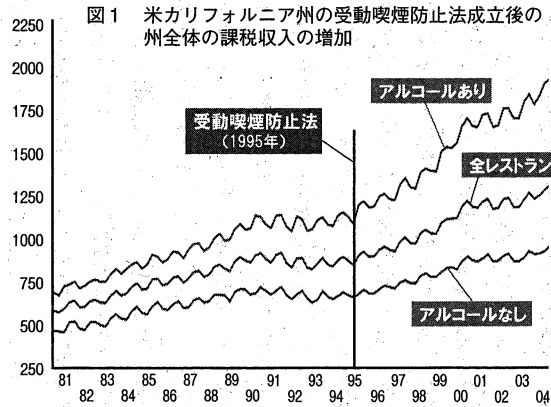


図1 米カリフォルニア州の受動喫煙防止法成立後の州全体の課税収入の増加

締約国に求めている。

価格政策(値上げ)／パッケージに画像を用いた強い警告／メンソール等の禁止／禁煙治療の普及／「マイルド」「ライト」などの用語の禁止／メディアキャンペーン／無料の禁煙相談電話の設置／広告、販売促進、後援の禁止／法規制による屋内の全面禁煙／タバコ産業による政策への干渉の禁止／タバコ産業従事者の転業・転作支援

欧米などではタバコ一箱が一〇〇〇円前後し、パッケージにはグロテスクな写真が印刷され、「自分と家族の健康のために禁煙しよう」というテレビCMが繰り返し流れている。日本の売れ筋銘柄であった「マイルドセブン」もこの条約後、「メビウス」に名称が変更された。

枠組条約では「喫煙室や空気清浄機による工学的な対策では受動喫煙を防止できない」とされ、喫煙室を設けず全面禁煙とすることが求められており、すでにイギリス、オーストラリア、スペインなど四九カ国で、アメリカはニューヨーク

州、カリフォルニア州など三〇州で、食事を主とするレストランだけでなく、カフェ・バーも含めて屋内を全面禁煙とする法規制が行われている。違反者だけでなく、違反した店舗にも罰金や営業停止処分を含む罰則があるため、どの国でも厳格に守られている。

■店舗の禁煙化と営業収入

諸外国でも禁煙化措置の前には、レストランやバーの営業収入低下の恐れが議論されたが、それは杞憂であった。一九九五年に法律でレストランを全面禁煙化したカリフォルニア州の州全体のレストランの課税所得を図1に示す。夏は多く冬は少ないという季節変動を示しつつ全面禁煙化後のレストランの課税収入が伸び続けている。特に、アルコールを提供する店舗の方が増収となっていた。増収の原因は以下の三点が考えられる。

- ①受動喫煙を敬遠して「家呑み」していた非喫煙者が来店するようになった。
- ②喫煙者は屋外で喫煙することに慣れた。
- ③アルコールを提供する店舗の方が客単

価は高い。

この論文を含め、二〇〇九年に世界保健機関(WHO)は法規制によるレストランの禁煙化前後の営業収入、店舗数、雇用者統計などを分析した八六の論文を分析して「飲食店等のサービス産業を禁煙化しても営業収入には影響しない」と結論した。さらに筆者らが八六論文を著者の背景をもとに分類したところ、下の図2のように、科学者が書いた論文は「禁煙化による減収なし」であり、タバコ産業と関連がある論文は「減収あり」であることを見いだした。

タバコ産業がレストランや居酒屋の禁煙化を阻止する理由は二つある。

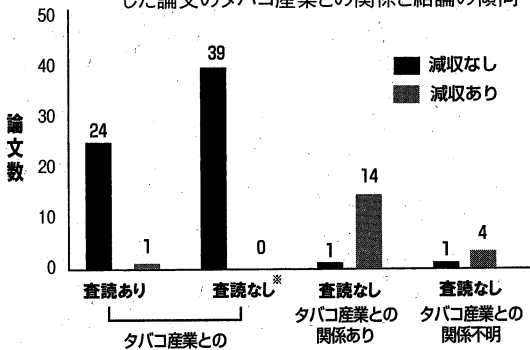
①オフィスもレストランも禁煙になれば喫煙をやめる人が増える。

②居酒屋はアルコールで自制心が緩み、再喫煙が始まる重要な場所だから。

実際、筆者の七回の禁煙失敗はすべて居酒屋であった。

■日本のフェイクニュース
わが国にもタバコ産業による目くらま

図2 法律による禁煙と営業収入の増減をテーマとした論文のタバコ産業との関係と結論の傾向



※タバコ産業との「関係なし」で「調査なし」の論文には、この他に判断保留の論文が2件あった。

し論文は存在する。二〇一〇年の「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」が施行された翌年三月、株式会社富士経済の委託調査として三菱UFJリサーチ&コンサルティングがまとめた「受動喫煙防止条例がもたらす経済効果」である。条例施行後、一産業の聞き取り調査から「外食産業はマイナス七六億円」「経済全体の影響は条例施行三年後

でマイナス二三七億円」と結論した。しかし、条例施行から一年も経たない調査で三年後まで正確に予測できるのか疑問である。そもそも、調査の行われた時期はリーマンショックの二年後にあたり、神奈川県だけでなく日本全体が不況で苦しんでいた。そのタイミングで「条例後、収入は？」と聞かれて「減りました」という回答が多数を占めたことは容易に想像できるが、報告書にはリーマンショックのことは一言も触れられていない。仮に、科学論文のような査読(同じ分野の他の研究者による審査)があれば、経済不況の影響をどのように考慮したのかがチェックされたはずである。

この報告書の内容は二〇一一年四月の『日経レストラン』誌に「マイナス二三七億円」として損失を印象づける下向き棒グラフとともに掲載された。そのグラフが禁煙化の法規制を検討するたびに印刷して委員に配付されるのである。悪意を持って根拠のない数字を独り歩きさせている典型例である。つい先日毎日経

新聞(電子版)に「受動喫煙防止法案、外食産業に八四〇〇億円の打撃 民間調査」という記事が掲載された(三月三日)。もちろん「民間調査」を行ったのは富士経済である。他紙では取るに足らない内容と判断されたのか記事にはならなかったが、これも悪用される可能性はある。

■正しい経済分析

わが国においてタバコ産業と関係のない研究者が飲食店の禁煙化と収入を分析し、正式な査読を経て論文文化されたものは二編ある。一つは、愛知県健康福祉部が二〇〇九年に行った調査である。都市部を除く愛知県全域で、自主的に全面禁煙化(分煙は含まない)した一六三店舗の立ち入り調査から「売り上げ不変は九四・七%、増加が一・五%、減少は三・九%」であった(日本公衆衛生雑誌、二〇一二年第五九巻第七号)。

もう一編は、全国で二五五店舗を運営するファミリールレストランの二〇〇七年から二〇一二年の売り上げを一括して入手し、従来の喫煙・禁煙区域のみから改

装して全席禁煙、もしくは壁・ドアで喫煙席を隔離して分煙にした店舗の営業収入を分析した我々の調査である(日本公衆衛生雑誌、二〇一四年第六一卷第三号)。全席禁煙とした店舗群の収入は統計的に有意に増えたが、分煙した店舗群では有意差はなかった。実際に数カ所の店舗を利用し、禁煙化前後の変化について店長にインタビューしたところ次のような共通したコメントが得られた。

- ・タバコを吸いながら打ち合わせをするサラリーマンは減少した。
 - ・ランチを目的にくる単価が高い女性グループ客が増えた。
 - ・週末の家族連れの利用が増えた。
- 「禁煙化後の増収」という各店長の印象は、我々の論文の結果と一致したのである。

さらに、二〇一七年二月、「飲食店が禁煙化されれば、非喫煙者はレストランを多く利用する」という調査結果が九州看護福祉大学から発表された。現在のわが国の喫煙率を反映させ、吸わない人八

子どもを含めた全人口に占める喫煙者の割合は一六・三%である。全面禁煙をウリにした米国コーヒーチェーンが増え続けていることからみても、店舗内禁煙はビジネスチャンスなのである。

■国民の健康上のメリット

レストランやバーも含めて全面禁煙化された国・州では心筋梗塞、その他の心臓病、脳梗塞、呼吸器疾患による入院数が最大三九%減少、という健康上のメリットも得られる。しかも、その減少度合いは一般の職場の禁煙化だけでなく、レストランも、そしてバーまでも禁煙化されるほど大きかった(図3)。

これまでレストランのタバコは喫煙する人の利便性から考えられてきた。しかし、飲食店等のサービス産業で働く人たちにとって、そこは毎日数時間を過ごす職場である。いくら分煙しても従業員は喫煙席で接客せねばならない。有害なタバコ煙が充満する職場で自分が働くことができるか、配偶者や子ども達を働かせることができるか、という観点から考え

ねばならない。小規模店舗やバーは除外せよ、という意見も出されているが、バーの従業員が受動喫煙で発がんしない強い体質を持っているわけではない。

■東京五輪との関係

WHOと国際オリンピック協会は、タバコのない大会を開催することについて合意文書を交わしており、近年のすべての夏季・冬季五輪大会は、屋内禁煙の国・都市で開催されている。

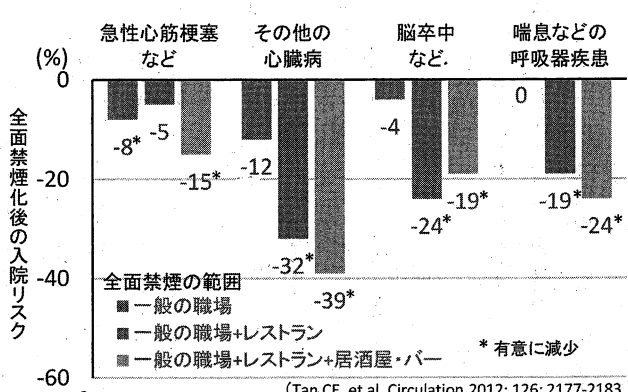
国民生活に大きな影響を及ぼす法律改正は、施行する前に一年間の周知期間がおかれることが慣例となっている。二〇一九年のラグビー・ワールドカップについても、屋内は全面禁煙が常識となっている四九カ国から来日する選手団と観光客をきれいな空気で「おもてなし」するためには、今国会で法律を審議せねばならないのである。

健康増進法の改正を審議するのは国会である。現状では改正に反対する議員も少なくない。その背景は、①タバコ産業から政治献金を受けている(野田毅氏三〇

二%、喫煙者一八%に「料理、飲み物、接客態度は優れているが喫煙可能だった飲食店が、禁煙になったらあなたはどうしますか」と尋ねたところ、「行く回数が増える」は四二%で、「減る」の二二・五%を大きく上回った。

日本の成人喫煙率は二〇%を切った。

図3 法律による全面禁煙化の範囲と入院リスク



(Tan CE, et al. Circulation 2012; 126: 2177-2183.)

五万円、石破茂氏六〇万円など)、②自分が喫煙者であり国会で吸えなくなるのを嫌っている、のいずれか、もしくは両方である。後者の理由で反対する議員を説得できるのなら、国会は喫煙可能な特区にしてもよい。

全面禁煙後には、路上にあふれてくる喫煙者への対策も必要となる。高さ三メートルほどの壁で四方を囲った「公衆煙所」を所要所に作り、設置費用はタバコ税の増税によりまかなえばよい。

また、都内のようにオフィスも路上も吸えない地区では、喫煙所代わりに利用されているような店舗では減収となることも予想される。法律施行前の一年間の営業収入を記録させ、施行後の減収をタバコ税から補うことも検討されているのではない。

これまでも石炭産業、レコード業界など、社会構造の変化で衰退した産業があった。屋内の一律禁煙は明らかに社会全体の利益にかなった政策である。

(やまと・ひろし 産業医科大学教授)